

事 務 連 絡
平成27年3月31日

各検疫所 御中

厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の実施について

(イタリア産及びフランス産ナチュラルチーズの腸管出血性大腸菌O26並びにフランス産ソフト及びセミハード(MFFB61%以上のもの)タイプのナチュラルチーズの腸管出血性大腸菌O26及びO103)

標記については、登録検査機関の受託体制が整うまでの間の取扱いについて、平成26年11月20日付け食安輸発1220第2号により通知したところです。

今般、登録検査機関における受託体制が整ったことから、イタリア産及びフランス産ナチュラルチーズについては腸管出血性大腸菌O26、フランス産ソフト及びセミハード(MFFB61%以上のもの)タイプのナチュラルチーズについては腸管出血性大腸菌O26及びO103に係る検査命令を実施するようお願いいたします。

(参考)

平成27年3月30日現在の腸管出血性大腸菌O26及びO103に係る検査命令受託可能検査機関

- (1) 一般財団法人 新日本検定協会
- (2) 一般財団法人 東京顕微鏡院